

経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する
措置を定める省令の一部改正について

令和 2 年 1 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）による新事業特例制度を活用し、現行法に基づく技術基準では想定されていない、従業者が常駐しないことを前提とした方法による圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造を可能とする特例措置を設けるため、関係省令を改めるものである。

(2) 改正を行う法令

- ・経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（平成26年経済産業省令第24号）

2. 主な改正の内容

(1) 概要

現行法に基づき、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に係る技術基準を定めている一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第7条の3第2項及び第3項では、従業者が圧縮水素スタンドに常駐し、当該圧縮水素スタンドにおいて、容器への充填に係る作業、製造設備の運転に係る監視及び災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置等に対応することが前提となっている。

今般、一般則第7条の3第2項及び第3項に適合し、都道府県知事の製造の許可を受けた事業者の圧縮水素スタンドにおいて、従業者が常駐しないことを前提とした方法による高圧ガスの製造を可能とする特例措置を設けるための改正を行う。

(2) 具体的な規定の内容

従業者が常駐しないことを前提とした圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造を可能とするため、当該圧縮水素スタンドの保安の確保上必要な技術基準として、遠隔で製造設備の運転状況に係る監視を行うための措置や、顧客が圧縮水素の容器への充填に係る作業を安全に行えるようにするための措置を講ずること等を定める。

| | |-----------| | 3. スケジュール | |-----------|

令和元年 12 月 12 日～令和 2 年 1 月 10 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月 27 日	公布・施行

以上